

不利益処分の処分基準 個票

所属名：環境部清掃施設課

不利益処分の名称	計量カードの返納
根拠法令等の条項	豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）第 7 条 豊田市計量カード貸与要綱
法令等の定め 又は概要	<p>豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、利用者は、処理施設の利用に際しては、条例の規定、条例第 4 条第 2 項に規定する条件及び市長の指示に従わなければならない。</p> <p>市長は、計量カードの貸与を受けた者が豊田市計量カード貸与要綱（以下「要綱」という。）の規定に違反等したときは、当該計量カードの貸与を受けている者に対し、計量カードの返納を命ずることができる。</p>
処 分 基 準	<p>次の（１）から（５）のいずれかに該当するときは、計量カードの貸与を受けている者に対し、計量カードの返納を命ずる。ただし、違反の程度が軽微なときはこの限りではない。</p> <p>（１）計量カードの貸与を受けている者が要綱第 6 条の規定に違反したとき。</p> <p>ア 計量カードの貸与を受けている者が、市長の許可なく計量カードを他人に譲渡又は貸与したとき。</p> <p>イ 計量カードの貸与を受けている者が、市長の許可なく計量カードの券面を改ざんしたとき。</p> <p>ウ 計量カードの貸与を受けている者が、市長の許可なく計量カードに記録された情報を不正に解析し、読み出し、書き込みをし、又は他の媒体にコピーしたとき。</p> <p>エ 計量カードの貸与を受けている者が、計量カードを故意に汚し、曲げ、折り、又は割ったとき。</p> <p>（２）要綱第 8 条第 1 号から第 3 号の規定のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 計量カードの貸与を受けている者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 の規定に基づき、事業の停止を命じられたとき。</p> <p>イ 計量カードの貸与を受けている者が、法第 7 条の 4 の規定に基づき、許可の取消しをされたとき。</p> <p>（３）錯誤又は過失により計量カードを貸与したとき。</p> <p>（４）計量カードの貸与が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるとき。</p> <p>（５）その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>ア 制度等の変更により、計量カードを貸与する必要がなくなったとき。</p> <p>イ 制度等が廃止されたとき。</p>
設 定 年 月 日	令和元年 11 月 1 日（最終更新：令和 4 年 2 月 1 日）